

島根原子力発電所 2号炉 審査資料	
資料番号	EP-031改05(説2)
提出年月日	令和2年7月22日

# 島根原子力発電所 2号炉

## 監視測定設備について

### (コメント回答)

---

令和2年7月  
中国電力株式会社

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

**Energia**

# 審査会合での指摘事項

No.	審査会合日	指摘事項の内容	回答頁
10	令和2年6月30日	可搬型モニタリングポストの代替測定場所への設置について、基本的には当初計画した海側へ人力等により運搬し設置すること、それができない場合の代替測定場所への設置を判断する基準を明確にすること。	P2,3

## ■ 指摘事項（第870回審査会合 令和2年6月30日）

- ・ 可搬型モニタリングポストの代替測定場所への設置について、基本的には当初計画した海側へ人力等により運搬し設置すること、それができない場合の代替測定場所への設置を判断する基準を明確にすること。

## ■ 回答

➤ 海側に配置する可搬式モニタリング・ポストについては、次の通り配置を行う。

- ① 運搬ルートが健全である場合、車両により運搬し基本配置位置へ配置する。
- ② 運搬ルートが車両の通行が困難であるが要員の通行が可能な場合は、人力により運搬し基本配置位置へ配置する。
- ③ 上記により配置できない場合は、代替測定場所へ配置位置を変更する。配置位置の変更にあたっての判断基準は以下の通り。

➤ 代替測定場所への配置位置変更の判断基準

- ① 可搬式モニタリング・ポスト配置位置までの運搬ルートにおいて、地震による道路の寸断等が発生し、運搬作業の安全が確保できない場合。
- ② 海側No.3については、発電所構内で降雨が発生している場合あるいは警戒レベルが発令された場合においては、可搬式モニタリング・ポストの運搬・配置前に発電所構内雨量計の値を確認し、「3時間雨量」及び「48時間雨量」が、土石流発生に備えた対応を実施するための判断基準※に該当した場合。

※「技術的能力 添付資料1.0.2 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」にて定める。

なお、万一、代替測定場所へも配置が困難な場合、原子炉建物からの方位が変わらない場所に配置する。

可搬式モニタリング・ポストの配置位置及び代替測定場所